## 会員の種類

正会員には、総会での議決権があります。理事３名、監事１名は正会員を兼ねます。このほか、学生や当事者向けの賛助会員があります。

| 会員の種類 | 年会費（一口） |
|---|---|
| 正会員（団体） | 10,000 円 |
| 正会員（個人） | 2,000 円 |
| 賛助会員（学生） | 1,000 円 |
| 賛助会員（当事者） | 500 円 |

（何口でも可）

## 入会申し込み

① 法人ホームページにて、入会申込書を公開しています。ダウンロードすることができます。もしくは、下記のＥメールアドレスにご連絡いただきましたら、入会申込書データをお送りします。
② 入会申込書に必要事項を記載いただき、Ｅメールにて提出します。
③ 銀行口座振込または現金により、会費を納入いただきます。

## 寄付のお願い

当法人は、制度の隙間・狭間を埋めるニッチな支援を目指しており、制度に基づく収入を得ていません。ご寄付によるお力添えをお願いします。

なお、当法人は認定 NPO 法人ではないため、ご寄付は「寄付金控除(税額控除)」の対象外となります。

**＜銀行口座＞**
**旭川信用金庫　本店　普通　口座番号 1479662**
**口座名義　トクヒ）ソーサポアサヒカワ**

## 法人役員

| | |
|---|---|
| 代表理事 | 井上　眸美<br>（社会福祉士） |
| 副代表理事 | 殿村　みさき<br>（公認心理師、臨床発達心理士） |
| 理事 | 大滝　いずみ<br>（精神保健福祉士、社会福祉士、公認心理師、３級 FP 技能士、高等学校教諭Ｉ種免許） |
| 監事 | 富田　佳佑<br>（弁護士、社会福祉士） |

## ソーシャル・サポート・ネットワークとは

ソーシャル・サポート・ネットワーク
（social support networks）とは…

「1970 年代以降、欧米の精神衛生、保健、社会福祉等の領域で注目されてきた概念であり、個人をとりまく家族・親族、友人、近隣、ボランティア等によるインフォーマルな支援と、公的機関やさまざまな専門職によるフォーマルな支援にもとづく人間関係の総体を指す。近年、社会福祉実践においては、ケアマネジメントを用いた両者の統合化が課題としてあげられるが、それは単なる社会資源の組織化にとどまるものではない。生活の主体である個人を中心に位置づけることによって、日常生活に起こる諸問題への対処の実態を理解し、個人及びネットワーク全体の維持、成長を促進する積極的意味をもつものである」出典：山縣文治、柏女霊峰編『社会福祉用語辞典［第９版］』2013、ミネルヴァ書房

## お問い合わせ

常勤スタッフがいないため、電話でのお問い合わせに対応しておりません。Ｅメールにてお問い合わせ願います。ホームページで情報発信しています。

mail：ssn.asahikawa@gmail.com
HP　：https://ssn-asahikawa.jimdofree.com

2022.7.1 版

2020 年 10 月
ＮＰＯ法人として
一歩を踏み出しました

当事者も、家族も、支援者も、地域に住む誰もが、
ソーシャル・サポート・ネットワークの一員です

当事者と当事者をつなぐ
当事者と支援者をつなぐ
支援者と支援者をつなぐ
当事者と地域をつなぐ
支援者と地域をつなぐ

そんな活動を目指しています

NPO法人
そーさぽ旭川

**Q．そーさぽ旭川ってなに？**

生活に困窮する人の就労支援に携わる中で、法制度に基づくフォーマルな支援からこぼれ落ちた当事者たちにたくさん出会ったことをきっかけに、2017 年から準備を始め、2020 年に設立したＮＰＯ法人です。いまは支援者だけの集まりですが、将来は、当事者も運営に携わってもらえたら、と考えています。

**Q．そーさぽ旭川では、当事者の就労支援だけをするの？**

ＮＰＯ法人をつくりたい、と考えたきっかけは就労支援ですが、目標を一般就労に限定するわけではありません。「はたらくこと」は、世の中で考えられているほど均質ではなく、一人ひとりの難しさはさまざまです。「はたらくことを難しくしているのはなにか、必要な支援はなにか」を丁寧に考えます。それは必ずしも仕事を探すことではなく、生活リズムを身につける、コミュニケーションのトレーニングをする、利用できる制度について学ぶなど、幅広いものかもしれません。

当事者だけではなく、当事者がはたらく職場も支援対象です。人材不足が社会問題となる中、企業が多様な人材とともにはたらく力をつけることは、企業の持続可能性、ひいては地域社会の持続可能性を高めることにつながると考えます。

**Q．どうして、そーさぽ旭川を設立したの？**

生活に困窮する当事者には、「困りごとと世の中にある支援がぴったりマッチしなくて困っている」という人が、たくさんいます。医療保険、精神保健、障害福祉、介護保険、児童福祉、生活保護、生活困窮者支援、更生保護など、たくさんの法制度に基づく支援がありますが、法律に基づく制度である以上、当然ながら限界があります。どの法制度も手が届かない、しかし支援を必要としている当事者は、「制度の狭間」「支援の隙間」で困っています。

私たちは、現場での実践を通じて、法に基づく支援の隙間を埋めるものが必要と考えるようになり、設立に至りました。

**Q．そーさぽ旭川では、どんなことをするの？**

法制度に基づくフォーマルな支援の担い手との連携を図りながら、支援の隙間を埋めるインフォーマルな支援や場をつくり出すことを目指します。

はじめは支援者のネットワークづくりが中心となりますが、当事者の「こんなことなら、できるかも」「こんなこと、やってみたい」という気持ちを少しずつかたちにしたいと考えています。

### 当事者の活動の場

～できることからチャレンジできる場～

### 当事者をつなぐ場

～同じ困りごとをもつ人が集い支え合う場～

### 支援者をつなぐ場

～知恵を持ち寄りスキルアップを図る場～

<例>障がいの診断がなくても参加できる活動の場／ひきこもり、アディクション、親子関係に悩む人、触法行為をした人の当事者会や家族の集いの場／動機づけ面接法(MI)等の対人援助技術を学ぶ場／リーガル・ソーシャルワークに関わる支援者のネットワーク／制度横断的な視点でソーシャルワークを実践するためのスキルアップ研修／多職種による事例検討会　など